平成２６年（フ）第１５４号
長野県松本市大字里山辺4131番地２
破産者　中村　真妃
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６７７号
名古屋市西区上名古屋２丁目２番21号　日商岩井第一城北ハイツ406号室、開始決定時の住所名古屋市北区龍ノ口町２丁目13番地
破産者　渡邊　洋士
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２８２号
愛知県名古屋市南区三吉町３丁目36番地　セジュール香102、開始決定時の住所名古屋市南区柴田本通４丁目10番地　ハートヒルズ柴田本通４－Ａ号
破産者　河野　　誠
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４４号
東京都八王子市上柚木２丁目63番地　グランピア南大沢２号棟404号室、開始決定時の住所名古屋市天白区鴻の巣１－216　鴻ノ巣ヒルズビル３Ｅ号室
破産者　髙見澤義充
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６１号
愛知県あま市七宝町鷹居７丁目46番地１
破産者　中島　幸一
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１９号
名古屋市緑区小坂２丁目801番地の２　第二小坂荘102号
破産者　加藤るり子
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９７号
名古屋市中川区吉津２丁目315番地
破産者　松波　　透
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２５号
兵庫県伊丹市昆陽南５丁目１番30号、前住所兵庫県伊丹市昆陽３丁目248番地１
破産者　栄こと　榮　　昭夫
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第７１５号
広島県廿日市市大野4215番地４
破産者　生川　一郎
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７号
徳島県徳島市北田宮３丁目１番24号、旧住所徳島県徳島市春日２丁目６番21－８号
破産者　坂本　雄一
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３２号
徳島県徳島市国府町南岩延817番地の１　ラフィーネ303号、旧住所徳島県徳島市城東町１丁目５番16－401号
破産者　的場　義春
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４号
徳島県板野郡藍住町東中富字龍池傍示23番地４、旧住所徳島県鳴門市大麻町板東字東山田62
破産者　藤田多賀代（旧姓細井）
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
沖縄県南城市佐敷字伊原163番地１
破産者　長嶺　由一
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２４１号
沖縄県糸満市字糸満574番地　玉城アパート202号
破産者　玉城　　晃
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２４号
東京都葛飾区青戸２丁目13番11号アンシャンテ601
破産者　押田　知克
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９６号
栃木県小山市中央町２丁目９番14号
破産者　小倉美代子
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１４号
栃木県小山市神鳥谷１丁目10番16号
破産者　岩井　惠子
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第７２号
愛知県豊川市豊川町波通13番地の１　マンションとよかわ206号、従前の住所愛知県豊川市三上町上屋敷19番地の19
破産者　鴫　　耕二
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部